

令和5年度遠野市融資制度のご案内



遠野市では、中小企業の振興・育成を目的に、市制度資金の融資あつせんのほか、県や市の制度融資を利用した事業者に対する利子補給を行っています。

※ご注意 令和3年4月1日以降の融資に対する利子補給率が改訂されました。

項目	概要	利子補給率
中小企業振興資金	目的に応じて“運転・設備・経営安定・開業”の4種類の資金があります。(貸付利率 年2.9%以内) * 利子補給対象限度額は5,000万円です。	年1.00%以内 ※地域未来牽引企業や先端設備導入計画の認定を受けた場合などで設備資金をご利用の場合は、年最大1.50%以内。
小規模小口資金	岩手県小規模小口資金を利用した場合に利子補給を行います。(融資限度額 2,000万円、貸付利率 1.95~2.15%)	
商工観光振興資金	岩手県商工観光振興資金を利用した場合に利子補給を行います。(融資限度額 1億円、貸付利率 1.9~2.3%) * 利子補給対象限度額は5,000万円です。	

* 利子補給は市税完納者に限ります。(融資金の返済期間中に市税を滞納した場合、利子補給を打切ることがあります。)

■ お問い合わせ



遠野市商工労働課 Tel. 62-2111 (内線313)

*** 遠野市中小企業振興資金 ***

～ 事業資金等の融資を行うことにより、中小企業の振興及び育成を図るための制度です。～

【 融資の対象者 】

- 従業員の数が300人(小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人)以下の中小企業者
- 市内に店舗又は事業所を有し、申請時において原則1年以上同一の事業を営んでいること。(ただし、開業資金の場合は、この限りでない。)
- 納期の到来した市税を完納していること。 ※融資決定後は定期的に納税状況の確認を行います。

【 資金の用途 】

運 転 資 金	商品の仕入れ、材料購入、支払手形の決済 など
設 備 資 金	機械・器具等の購入、工場・店舗等の新築・増改築、事業用の土地取得 など
経 営 安 定 資 金	売上が減少しているなど経営の安定に支障をきたすおそれがある場合に、経営の安定化を図るための運転資金
開 業 資 金	新たに事業を行うための運転資金や設備資金

【 融資限度額 と 貸付期間 】

小 口 資 金 (1,250万円以内)	運転資金 7年以内 (据置期間：1年以内)	併用する場合の 融資限度額は、 5,000万円です。
中 口 資 金 (3,750万円以内)	設備資金 10年以内 (据置期間：1年以内)	
経 営 安 定 資 金 (2,500万円以内)	10年以内 (据置期間：1年以内)	
開 業 資 金 (1,250万円以内)	運転資金 7年以内 / 設備資金 10年以内	

【 貸付利率 】

年2.90%以内

利子補給率 1.00%以内
* 取扱金融機関を通じ、年2回に分割して補給します。
(市税完納者に限ります。)

【 保証料率 】

0.450 ~ 1.700 %

* 岩手県信用保証協会の信用保証を付すこと。

【 連帯保証人 】

- 取扱金融機関の所定の条件によるものとする。

【 融資の申込み 】

- 岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・盛岡信用金庫・花巻信用金庫 の遠野市内にある支店